

府内大学・短期大学の長 様

京都府知事 西脇 隆俊

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、本日、政府において、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特別措置法」という。）第32条第1項の規定に基づく緊急事態宣言の実施区域に京都府が指定されたことを受け、京都府において、感染力の強い「デルタ株」に備え、別添のとおり、緊急事態措置を実施することとなりました。

このうち、大学等に対しては、特別措置法第24条第9項の規定により、下記のとおり、感染防止対策と学生への注意喚起を要請しますので、各大学等において対策を徹底いただくようお願いいたします。

記

- 1 区 域 京都府全域
- 2 期 間 令和3年8月20日から令和3年9月12日まで
- 3 大学等への要請内容
 - ・大学等において、オンライン授業を積極的に活用し、一度に入構する学生数を50%以下に抑えること。
 - ・大学ガイドラインの遵守を徹底すること。特に課外（クラブ・サークル）活動における許可制の導入や他府県への遠征は中止又は延期するなど、感染防止対策に留意すること。なお、中止又は延期できない場合には、主催者による十分な感染対策が講じられていることを確認の上、事前にPCR検査を受検し、「陰性」であることを確認すること。
 - ・京都府が国と協力して実施する府内大学における新型コロナウイルスモニタリング検査等に協力すること。
 - ・大学等の授業や課外活動の前後などの会食は自粛すること。（「きょうとマナー」の厳守）
 - ・学生寮における感染防止対策を徹底すること。
 - ・学生に対して、次の行動について禁止するよう徹底すること。
 - ▶営業時間短縮を要請した時間以降の飲食店等への出入り
 - ▶クラブ・サークル等のコンパ
 - ▶大人数での行動や、友人の下宿等での飲酒・宿泊
 - ▶食事中も含めた、マスクを外しての会話

＜その他：情報発信、啓発に係る要請＞

- ・学生の新型コロナワクチンに関する正しい理解を促進するための情報発信・啓発を行うこと

(参考) 京都橘大学 作成動画

「新型コロナワクチンについて、正しく理解しよう！」

京都橘大学の医師教員等が学生の疑問に思っている点や不安に感じていることを解説

URL：<https://www.tachibana-u.ac.jp/important/2021/07/post-1100.html>



担 当	大学政策課
電 話	075-414-4526